



住民説明会のようす

生活再建支援の概要などを説明

5月20日から22日までの3日間、計6回にわたって住民説明会を開催しました。
5月12日の臨時議会で生活再建支援策の関連予算が可決されたことを受けて、生活再建支援の概要や応急仮設住宅の供与期間終了に伴う町の対応などを参加者に説明しました。

生活再建支援事業について

広野町はかねてより双葉地方の南の玄関口としての使命を果たしてきました。
平成23年3月11日の東日本大震災発災直後からは、福島第一原子力発電所事故以降、復興の拠点として、事故収束作業から除染作業、そして廃炉作業へと向かう作業員を町内に受け入れ、双葉地方の復興・復興へ向けて、その役割を担ってきました。
これまで町は、町民の願う「ふる里復興・再生」と「幸せな帰町」に向け、生活インフラの復旧や家屋などの放射性物質の除染事業、駅東側開発事業や商業関係施設の整備、各種にぎわい創出事業など、町として可能な限りの施策を実施してきました。
また、昨年4月には、県立ふたば未来学園高等学校が開校し、双葉地方の未来を担う子どもたちを育成する使命を負っています。
これらの事業実施により町民の帰還が徐々に進み、現在約5割の住民が帰還を待っています。

る現状にあります。

これまで必要なハード面の復興事業へ優先的に取り組んできましたが、今後はソフト面での復興事業、「心の復興」が大きなテーマとなります。
避難生活からの帰還、町民の願う復興・再生に向けては、生活再建が必要不可欠であります。

この生活再建を帰還へのプロセスとして捉え、国・県・町の施策を一つのセットとして次の3つの事業に取り組みます。

1. 広野町電気・水道料等生活支援給付金支給事業
2. 早期帰還・生活再建支援事業（地域振興券の発行）
3. 事業再開・帰還促進事業（プレミアム付商品券の発行）

復興とは、住民一人ひとりの生活の中にあり、生活再建をしっかりと構築し、未来を担う子どもたちに、ふる里を継いでいくことです。今後、広野町は住民との対話を重ねながら繰り返し、繰り返し説明

明をし、相互理解の下で地域の復興へ歩んでいきます。
震災前の安心・安全な生活を取り戻し、後世に伝えていく使命を果たすべく、全力で事業に取り組みます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 広野町電気・水道料等生活支援給付金支給事業

【趣旨】

平成23年3月11日発生した東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した町民に対し、電気・水道料などの生活経費への支援を行うことにより、町民の皆さまの生活安定を図るとともに、本町の復興・再生の推進に役立てるものです。
【支給対象者】
支給対象者は、(1)と(2)の両方に該当する方です。
(1) 平成28年4月1日現在で、次の両方に該当する方
○生存している方
○広野町に住居がある方
(2) 平成23年3月11日時点で、広野町に住居がある方（外国人を含みます。）

の写などが必要)

2. 民間賃貸住宅への家賃補助について

【対象世帯】
応急仮設住宅などに避難している世帯のうち収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続する世帯に限り、終了後も避難の継続が必要となる世帯・子ども世帯を対象とします。
【収入要件】
公営住宅法による公営住宅の収入基準を参考に、県が定めた基準以下の世帯
基準額Ⅱ（世帯全員の年間所得の合計）（38万円×同居者数）／（12ヶ月）≦158000円

【対象期間】

平成29年4月から2年間。ただし、避難者の円滑な住宅確保のため最大3ヶ月の前倒し期間を設ける。（平成29年1月から3月まで）

【補助率】

1年目 家賃の 1/2
（1ヶ月あたり最大3万円）
2年目 家賃の 1/3
（1ヶ月あたり最大2万円）

1. 応急仮設住宅供与期間の延長（特定延長）について

【対象世帯】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。
【対象期間】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。
【対象期間】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。

【対象世帯】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。
【対象期間】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。

【対象世帯】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。
【対象期間】
11日時点の住民基本台帳に登録されている者が対象となります。

する取組や、被災事業所の帰還促進に対する取り組みに対し、平成28年度から平成30年度までの3年間交付金を交付するものです。広野町ではこの交付金を活用し、平成28年度はプレミアム付商品券（プレミアム付事業再開・帰還促進券）を発行します。（平成29年度から平成30年度は未定）

【購入できる方】
平成28年4月1日現在、住民基本台帳に登録されている方
【商品券の内容（予定）】
1セット1万5千円の商品券を1万円で購入。1人当たり6セットまで購入可能。6000セット、総額9000万円分発行。
【問】
産業振興課商工観光係
☎0240-27-4163

義援金配分事業

【趣旨】

国・県からの2次義援金の追加配分があったため、町義援金を加えて町民の皆さまに対し義援金を配分します。

- 【義援金配分額】
- 国義援金 70000円
 - 県義援金 15000円
 - 町義援金 15000円
- ※町義援金は、平成23年3月

※次のいずれかに該当するところが住民基本台帳上確認できる場合は、(2)に該当しない場合でも、支給対象となります。

- ① 平成28年4月1日において、支給対象者の配偶者である方のうち、平成23年3月12日から支給基準日までの間に支給対象者と婚姻した方
- ② 平成23年3月12日から平成28年4月1日までの間に、支給対象者の子となった方

【給付金の額】
支給対象者1人につき10万円
【支給方法】
今年度1町が配分する義援金と同一の預金口座への振り込みとなります。
【支給時期】
平成28年7月を予定しています。

【問】
総務課庶務係
☎0240-27-2111

2. 早期帰還・生活再建支援事業（地域振興券の発行）

【趣旨】
福島県から旧緊急時避難準備区域を抱える4市町村（田村市・南相馬市・広野町・川内村）に対する交付金で、区域が解除されてから数年が経過するものの、地域のプラン

ド・イメージが回復せず、住民が健康や摂取する農産物、子どもの教育環境などに不安を抱えていることから、それぞれの課題に応じた住民の帰還・生活再建に役立てるものです。広野町では、この交付金を活用し、地域振興券を発行します。
【支給対象者】
「1. 広野町電気・水道料等生活支援給付金支給事業」と同様です。
【地域振興券の額】
支給対象者1人につき10万円
【地域振興券の配布方法】
支給対象者ごとに簡易書留郵便にて送ります。
【地域振興券の有効期間】
平成28年7月1日から平成29年1月31日まで
【地域振興券の取扱事業所】
広野町商工会加盟の事業所や商店

【問】
復興企画課企画振興係
☎0240-27-1251

3. 事業再開・帰還促進事業（プレミアム付商品券の発行）

【趣旨】
福島県が、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村が各々の事情を踏まえて実施する需要を喚起